第３編　平素からの備え

第１章　　組織・体制の整備

第１節　市における組織・体制の整備

１　２４時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて迅速に対応する必要があるため、速やかに関係職員等に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。

２　動員体制、連絡網の整備

武力攻撃事態等の発生時に必要な職員が迅速に参集できるよう、所属長は、災害の状況に応じた動員計画を定める。また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の緊急時連絡名簿を整備し、速やかに動員体制がとれるようにする。

３　消防等の体制

消防局等においては、市における参集基準等と別に、所属における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。また、消防局は、大阪市消防局災害活動支援隊の参集基準を定める。

第２節　関係機関との連携

１ 連携体制の整備

(1) 関係機関等の連絡先一覧の作成等

市は、国、府、府警察、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先（担当部署名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）一覧を作成・更新する。

(2) 関係機関等との情報共有

市は、相互に連携した対応が円滑に行えるよう、府、府警察、他の市町村、指定（地方）公共機関その他関係機関等との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置さ

れている場合は参加する）等により、関係機関等との情報の共有化等を図る。

(3) 相互応援体制等の整備

市は、武力攻撃事態等の発生時において、人的及び物的な相互応援が円滑に行えるよう、相互応援体制を整備する。

消防局は、消防活動が円滑に行われるよう、他の市町村の消防本部との応援体制の整備を図る。

また、市は、保護措置の実施について、指定（地方）公共機関等の必要な協力等が得られるよう、必要な連携体制の整備を図る。

２　自主防災組織等との連携

市は、保護措置等の実施にあたり、①避難住民の誘導に必要な援助　②避難住民等の救援に必要な援助　③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助　④保健衛生の確保に必要な援助　について、市民の自発的な協力を得られるよう、自主防災組織等に対する普及・啓発や支援活動を行い、その活性化の推進を図る。

また、ボランティア関係団体等の理解・協力を得つつ、その連携方策について検討する。

第３節　研修

市は、保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、本計画の内容のほか、国民保護法や国際人道法など保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対する研修を実施する。

研修にあたっては、必要に応じて有識者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やｅ-ラーニング等を活用する。

また、市は、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

第４節　情報収集・提供

１　情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び市民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

２　危機管理総合情報通信システムの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、災害情報を電子化し、データと地図、画像による全庁的な防災情報ネットワークシステムである都市防災情報システムとの融合を図り、市民への情報伝達をより効果的に行うため、危機管理総合情報通信システムの構築を進める。

３　非常通信体制の確保・整備

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保、災害時優先電話、衛星携帯電話の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第５節　広報・啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等のさまざまな媒体を活用するとともに、さまざまな機会を通じて保護措置の重要性などについて広報・啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮する。

第６節　訓練

市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携に配慮しつつ、保護措置についての訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実働訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、市民の自発的な協力を得て、訓練を実施する。その際、特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、計画の見直し等に反映させる。

＜訓練項目＞

①　対策本部の設置・運営訓練

②　被害状況、安否情報などの収集・伝達訓練

③　警報・避難指示などの通知・伝達訓練

④　避難誘導訓練

⑤　救援実施訓練

第７節　備蓄等

１　市における物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄の活用

市は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材のうち、保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力のもと、事態発生時には優先的に調達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、市として、国等の整備状況の把握等に努める。

2　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第２章　　避難・救援・災害対処

第１節　避難

１ 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

２　警報の伝達・通知

(1) 警報の伝達・通知先の確認

市は、府知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。

(2) 府警察との連携

市長は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について情報提供をするなど、府警察との協力体制を構築する。

(3) 伝達ルートの確保

市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、地域振興会、自主防災組織等の地域住民組織、社会福祉施設、病院、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者、在阪領事館、外国語ＦＭ局等との協力体制を構築・拡充するなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の通知を受けたときに、府との役割分担のもと警報の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

(5) 伝達方法の市民への周知

①　伝達用サイレンの周知

国民保護に係るサイレン音（平成１７年７月６日消防運第１７号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）について、国・府と連携して、訓練等のさまざまな機会を活用して市民に周知を図る。

②　放送事業者による放送の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされているこ

とから、市長は、市民に対し、その旨をあらかじめ周知する。

(6) 新たな伝達手段の検討

警報の伝達手段に関して、現在市が保有する伝達手段のほか、新たな伝達手段について検討する。

3　避難誘導

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市長は、市の他の執行機関、府、府警察、海上保安監部、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成し、府に報告する。

作成にあたっては、想定される事態を念頭に置き、避難先までの距離、避難までの時間的余裕などを踏まえるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等援護を要する者の避難方法、誘導方法、情報伝達方法等や、昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などに配慮して作成する。

(2) 援護を要する者の避難誘導

市は、高齢者、障害者その他自ら避難することが困難な在宅者の避難について、地域で避難を支援する仕組みづくりに努める。

(3) 近隣市との連携の確保

市は、相互の支援の在り方等について意見交換を行うなど、近隣市と緊密な連携を確保する。

4　避難施設

(1) 避難施設の指定

市長は、区域の人口、防災のための避難所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、避難施設を指定する。

(2) 指定にあたっての留意事項

① 避難所として、学校等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場等の施設を指定するよう配慮する。

② 一定の地域に偏ることのないよう、また、できるだけ多くの施設の確保に努める。

③ 防災のための避難場所として指定している施設等は、原則として指定する。

⑶ 指定手続

市長は、指定にあたっては、区長を経由して、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者（以下「施設管理者」という。）の同意を得、文書等により確認する。

市長は、避難施設として指定したときは、区長を経由して、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

⑷ 変更・解除手続

市長は、施設管理者に対し、指定施設の廃止又は用途変更等により、避難又は救援の用に供すべき部分の総面積の１０分の１以上の増減を伴う変更を加えようとするときは、区長を経由して、文書等により市に届け出るよう周知する。

指定を解除したときは、市長は、区長を経由して、その旨を施設管理者に対し、文書等により通知する。

⑸ 指定情報の共有化と周知

市は、国の定める、避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、国において全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を府に報告する。

また、避難施設の場所など避難を行うために必要な情報を、市民に周知する。

５　運送の確保

市は、府と連携して、府が保有する指定（地方）公共機関である運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有するとともに、道路、鉄道、港湾等の輸送施設に関する情報について把握する。

第２節　救援

１　救援に関する基本的事項

⑴ 基礎的資料の準備

市は、救援を実施する場合をかんがみて、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の基本的資料を準備する。

⑵ 関係機関との調整

市は、あらかじめ関係機関と調整を行い、救援に関する措置について円滑に実施で

きるよう、必要な事項を定めておく。

２　安否情報の収集・整理・提供

⑴ 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の手順等をあらかじめ定め、必要な研修等を行う。

⑵ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校等、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

第３節　災害対処

１　被災情報の収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び関係機関への連絡等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

２　生活関連等施設の安全確保

⑴ 生活関連等施設の把握

市は、市域に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成１７年８月２９日閣副安危第３６４号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

⑵ 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応などを参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安監部との連携を図る。

第３章　　赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市長は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

第１節　意義

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、それぞれ医療行為及び保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるとされている。

市長は、これらの標章等の適切な交付及び管理を以下により実施する。

第２節　赤十字標章等

１　内容

①　標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（白地に赤十字）

②　信号

第一追加議定書に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③　身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）

④　識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

２　交付及び管理

①　市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付

及び使用させる。

ア　避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ　避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者

ウ　ア及びイに掲げる者からの委託により医療に係る業務を行う者

②　市長は、区域内で医療を行う医療機関又は医療関係者（指定（地方）公共機関を除く。）から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

（白地に赤十字）

表面

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書

IDENTITY CARD

自衛隊の衛生要員等以外の 常時の / 臨時の 医療関係者用

for PERMANENT / TEMPORARY civilian medical personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約及び１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue　　証明書番号/No. of card

許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:

血液型/Blood type

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

第３節　特殊標章等

１　内容

①　特殊標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

②　身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

③　識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置のために使用される場所等

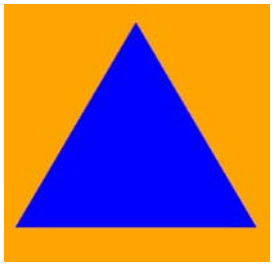

（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

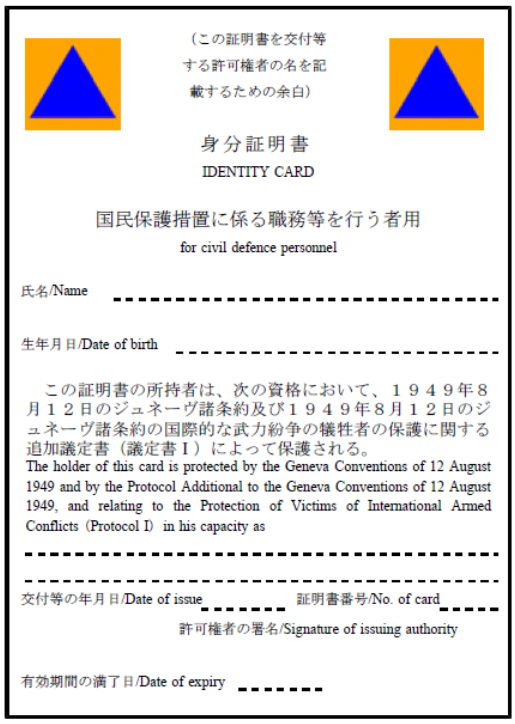

裏面

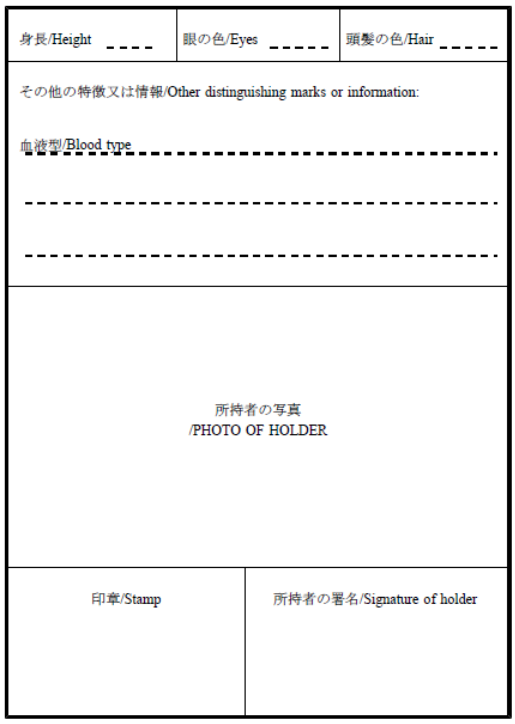

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

２　交付及び管理

①　市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア　市長

(ｱ) 市の職員（消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で保護措置に係る職務を行う者

(ｲ) 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者

(ｳ) 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　消防長

(ｱ) 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行う者

(ｲ) 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者

(ｳ) 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ　水防管理者

(ｱ) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で保護措置に係る職務を行う者

(ｲ) 水防管理者の委託により保護措置に係る業務を行う者

(ｳ) 水防管理者が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②　市長、消防長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

第４編　　復旧等

第１章　　施設の応急復旧

第１節　基本的事項

１　復旧のための体制・資機材の整備

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。

２　応急復旧の実施

市は、安全の確保に配慮したうえで、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

３　通信手段の確保

市は、保護措置を実施する上で必要な情報通信機器等に障害が生じたときは、予備機への切り替えを行うとともに、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行う。

また、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、府を通じて総務省にその状況を報告する。

４　府等に対する支援要請

市は、自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、府知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置の支援を求める。

なお、他の市町村との間で、あらかじめ締結された相互応援協定等がある場合などは、その協定等に基づき応援を要請する。

５　主要施設の応急復旧

①　市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

② 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮したうえで、その管理する道路、鉄道施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　　武力攻撃災害の復旧

第１節　国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第１７１条の規定に基づき、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされ、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされていることから、市は、国が示す方針等に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

第２節　所要の法制が整備されるまでの復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまで、次の事項に留意して復旧を行う。

① 武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

② 被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

③ 復旧にあたって、その対象となる施設の被害の状況、市及び府が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第３章　　保護措置に要した費用の支弁等

第１節　保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

１　国に対する負担金の請求方法

保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

２　関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第２節　損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん

１　損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

２　実費弁償

市は、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

３　損害補償

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者、並びに、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

４　総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合に

おいて、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときを除き、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

第４章　　市民の権利利益の救済に係る手続等

第１節　市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、次に掲げる手続項目について対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償（法第１５９条第１項）	特定物資の収用に関すること。（法第８１条第２項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第８１条第３項）
	土地等の使用に関すること。（法第８２条）
	応急公用負担に関すること。（法第１１３条第３項）
	車両等の破損措置に関すること。（法第１５５条第２項において準用する災害対策基本法第７６条の３第４項）
実費弁償（法第１５９条第２項）	医療の実施の要請等に関すること。（法第８５条第１，２項）
損害補償（法第１６０条）	市民への協力要請によるもの。（法第７０条第１，３項、第８０条第１項、第１１５条第１項、第１２３条第１項）
	医療の実施の要請等によるもの。（法第８５条第１，２項）
不服申立てに関すること。（法第６条、第１７５条）	
訴訟に関すること。（法第６条、第１７５条）	

第２節　市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実に行うため、文書を逸失等することがないよう、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。